

行政刷新会議の仕分けの論点

○ 区分経理の必要性

- ・ 歳入の大部分を一般会計からの繰入に依って事業を行っている現状を踏まえると、もはや区分経理の必要性はないとの意見につき、どう考えるか
- ・ 収益事業を擁する以上、歳入確保の努力や歳出削減努力のインセンティブを維持するとともに、債務返済の必要性から、依然として区分経理は必要であるとの意見につき、どう考えるか

○ 資産・負債の取扱

- ・ 森林の公益的機能から（一般会計への）債務承継は止むを得ないとの見方と、債務承継は行わず、企業的経営努力を優先させるべきであり、安易に国民負担に頼るべきではないとの見方について、どう考えるか

農林水産省(林野庁)の主張

- 国有林野事業の8割が一般会計からの繰入であり、行政刷新会議が示している「一般財源繰入と不可分一体の特別会計は区分経理廃止」という考え方に適合
- 「森林・林業再生プラン」を推進するため、地域の森林・林業を支援する役割に徹する必要
- 地球温暖化防止対策等の政策手段に対して自己収入に左右されずに実施することが出来る仕組みとする必要から、**一般会計化**を検討。

- ◇ この際、新たな国民負担の増とならないよう、国有林野事業そのものは一般会計化しつつも、**債務は一般会計に承継せず、債務処理を行う区分経理（特別会計）を残すことにより、林産物収入等によって債務を返済することを明確化する仕組み**を検討。

事業仕分けの結果（H22.10.30）

枠組みのあり方（主体・区分経理）

特別会計は一部廃止し一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持

財産・負債のあり方（負債）

抜本的見直し（負債は区分経理し、国民負担は増やさない）

〔 その際、人件費の帰属等を含め早急に検討。 〕